

### 第3回（仮称）浦安市まちづくりに関する条例懇話会議事録

1 開催日時 令和3年10月4日（月） 午後6時30分～午後8時00分

2 開催場所 市役所4階 災害対策本部室

#### 3 出席者

内田市長

（委員）

関谷昇会長、寺村絵里子副会長、清水洋行委員、宇田川勝久委員、高木行雄委員、中村琢八委員、大西あかね委員、五月女香代子委員、佐原勇委員、樋口正一郎委員

（事務局）

企画部長、企画部次長、企画政策課長、秘書課長、企画政策課長補佐、企画政策課係長、係員

#### 4 議 題

(1) （仮称）浦安市行政基本条例骨子案について

#### 5 議事の概要

(1) （仮称）浦安市行政基本条例骨子案について

（仮称）浦安市行政基本条例骨子案について、事務局より説明があり、その後、意見交換を行った。

#### 6 会議経過

議題に入る前に（仮称）浦安市まちづくりに関する条例の構成について、事務局から説明

#### 《質問・意見》

会 長： 本日も議論いただく行政基本条例の位置づけや、まちづくり基本条例との関連などについて説明いただきました。それでは改めまして議題1の（仮称）浦安市行政基本条例骨子案の構成と、「1 目的」と「2 行政運営の基本原則」について事務局より説明をお願いします。

(1) （仮称）浦安市行政基本条例骨子案の構成と、項目と内容（「1 目的」から「2 行政運営の基本原則」）について、事務局から説明

## 《質問・意見》

会 長： この項目は、これからの行政運営をどのようなルール・原則のもとで行っていくのかという基本的な事項となります。ご質問やご意見などございますか。

委 員： 資料に記載されている文がそのまま「目的」などの条文になるのでしょうか。それとも口頭で説明いただいた言葉も含めて、条文を変えるのでしょうか。

事務局： 現在、提示している資料は、骨子案となります。素案にしていくなかで、精度をあげていく予定です。

委 員： 説明の中に「持続可能」という言葉が入っていましたので、ぜひ目的の中に「持続可能」という言葉を入れていただきたいと思います。

事務局： ご意見承りました。

会 長： 文言はこれから段階的に精度をあげていくことになると思いますが、現段階で他にも入れてほしい文言がございましたらご発言いただければと思います。

委 員： 「行政運営の基本原則」の(2)に市民参加に関する記載がありましたが、まちづくりに関する条例の枠組みの中、市民参加推進条例との兼ね合いも考慮して行政基本条例が組み立てられていくという認識でよろしいでしょうか。この枠組みの中の条例でいくつか重複・相互補完する部分もあると思われませんが、その部分についてわかりやすい表現で記載していただければと思います。

事務局： 今回制定するまちづくり基本条例や行政基本条例は、先行して制定している既存条例の考え方を踏まえながら整理していきたいと考えています。市民参加推進条例でも市民参加の記載があり、そこに委ねる書き方もありますが、基本的な考え方については重複感があっても、今回の条例の中で記載することで条例としてわかりやすくなると考えています。

市 長： 既存条例と今回制定する条例をどのように整理していくのか、検討しているところです。条例に委ねるなどを記載するかは議論の途中ですが、逐条解説には、関連する条例を明記していこうと考えています。

委 員： 「行政運営の基本原則」の(2)の「連携・協力して、相互に補完し合いながら行政運営を行う」について、「補完性の原理」を指しているのでしょうか。もしそうであれば、補完性の原理が読み取れるように条文か逐条解説に書き込んでいただければと思います。

また、補完性の原理と連携・協力との関係について、連携・協力の中の一部として補完性の原理があるのか、そもそも補完性の原理という大原則の中で連携・協力していくのか、方針があれば確認したいと思います。

事務局： 補完性の原理は条例の中心に据えている考えであり、小さい単位と大きい単位だけでなく、小さい単位同士での連携なども含めて「連携・協力」という書き方にしています。それらの考え方は、逐条解説の中で示したいと思います。

市 長： 補完性の原理と連携・協力の関係については、今日の議論を踏まえて検討してい

ければと思います。

会 長： 補完性の原理の考え方は、より小さな単位の自主性・自立性を尊重しながら、そこでできることとできないことがあり、できないことはより大きな単位で補完していくというものです。こうした考え方を原則としながら、連携・協力は網の目のようなイメージでいろいろなレベルで行われており、概念的には垂直補完と水平補完という言い方になります。解釈運用の中で捉えられていくものと思いますが、このようなイメージがあるということをおきします。

市 長： 補完性の原理の考えについては、本市は昔から持っていました。東京都立大学名誉教授で社会学者の磯村先生は、最初に自分を考えて、それが家族に広がり、地域に広がり、網の目、垂直・水平にいろんなところに広がって、最後に平和につながるということをよく仰っていました。本市では、その考え方にに基づき、一番小さな単位を大切に、それをどのように広げていくのか、小さな単位同士がどうやって結びついていくのかということ、40年前の基本構想の策定時からずっと考えてきました。

会 長： 他にご意見やご質問等いかがでしょうか。

市 長： 今回お示しした行政基本条例の「行政運営の基本原則」と、前回お示したまちづくり基本条例の「まちづくりの基本原則」は、考え方の芯は通っていますが、全く同じではないということにご留意いただければと思います。

会 長： 行政基本条例では、行政運営の原則が示されています。特徴的なこととして、総合計画に基づいて運営を行うことが記載されています。言葉だと簡単に聞こえるかもしれませんが、できていないところが圧倒的に多いです。最上位計画である総合計画に基づいて行政運営を行うことにどれだけ重みを持たせるのかが、運用の中で大事なポイントになると思います。それが明確化され、参加と連携・協力、権利保護の原則が加わっていることを理解していただき、個別の部分について、さらにご意見を頂戴できればと思います。では、事務局から説明をお願いします。

- (1) (仮称)浦安市行政基本条例骨子案の項目と内容(「3 行政運営の基本方針」から「7 条例の見直し」)について、事務局から説明

#### 《質問・意見》

市 長： 「6 広域連携」について、まちづくり基本条例では「地方公共団体」と表記し、行政基本条例ではより具体的にわかりやすくするために「市町村」と表記していますが、本市は江戸川区と隣接しており、正しくは「市区町村」となりますので、修正させていただきます。

会 長： それでは今説明いただいたことに関して、ご質問・ご意見をいただければと思います。

委員： 「財政運営」で「持続可能で健全な財政運営を行う」と「市民にわかりやすく公表する」とありますが、関係条例の中で具体的に示すということによろしいでしょうか。

同様に「行政評価」についても、行政評価条例などでより具体的な内容を示すという考え方でよろしいでしょうか。

市長： 財政運営に関しては、財政の運営方針に基づき、予算や決算の状況を広報や市ホームページで公表していますが、きちんとした位置づけを持たせるために条例化したいと考えています。同じく行政評価についても、事業の評価制度で事業の廃止・継続の判断を毎年行っていますが、こちらも条例として制度化していこうと考えています。今までやっていなかったということではなく、条例で位置づけて、さらに明確にしていこうというのがこの条文の趣旨になります。

委員： 「行政手続」について、市民としては、申請手続きの簡素化や押印の見直し等が具体的に書かれていると読みやすいと思いました。浦安市では、デジタル化やオンライン化を行っているのでしょうか。例えば、コネクテッド・ワンストップで複数の行政機関にまたがる手続きを一元化するというのを聞いたことがあります。また、市役所で転居手続きをしたら、ライフラインに関する手続きも終わるなどの何らかのシステムができているのであれば、条文にデジタル手続き等を記載したらいいと思います。

市長： 残念ながら委員のご意見の部分は構築できておりません。また、ライフライン等の手続きは市と別になっています。

この条例では具体的なことは明記せず、普遍的なことを記載していきます。具体的な事業は、逐条解説の中で説明させていただければと思います。

事務局： マイナンバーがあれば、転入・転出の手続きが1回で終わります。マイナンバーについては、これから汎用性が出てくると思われますので、これが広がっていくと効率性が変わってくると思います。税金の納付では、クレジットカードだけでなくスマートフォン決済アプリも利用できるようになっています。

市長： 事務の連携については、前回の懇話会でご意見がありましたとおり個人情報の壁もありますので、その制度の改善などを国に求めていくとともに、我々も制度設計を考えていきたいと思っています。

事務局： ライフラインの手続きでは、下水道は市が管轄し、水道は県が管轄しているため、これまでは連携が難しかったのですが、最近料金の徴収一元化が始まりました。これからも一つ一つデジタル化や一元化が進んでいくと思います。

委員： 行政評価の客観性の担保として、誰がどのようにして評価を行っているのか教えてください。

市長： 今は自己評価が主で、客観性は担保されていません。行政評価を条例化する中で、外部評価をどうしていくのかも含めて検討し、客観性の担保を考えていきたいと

思います。

会 長： 行政評価には、内部評価と外部評価があり、外部評価をどのように取り入れていくのか考える必要があります。また、総合計画の進捗管理とその評価をどのように結びつけて見直し、フィードバックして修正するというサイクルを回しているのかも整理していく必要があります。

委 員： 評価を行い、その結果を踏まえてPDCAサイクルを回すことが望ましいと思います。

委 員： 行政評価について、市民の便益性の向上が評価基準になると思います。便益性自体の評価は難しいと思いますが、何らかの指標を用いて便益性の向上を示すことができれば、客観的な評価になると思いますので、自己評価だけでなく基準を設けてもらえるといいと思います。

委 員： 行政は誰から構成されているのか改めて確認させていただきたいと思います。「市及び職員」とありますが、「市」と「行政」の違いは何でしょうか。「市」は誰のことを指すのか疑問に感じました。

事務局： 地方自治法では、市は地方公共団体であり、地方公共団体には議会と市長を置くことと規定されています。その2つを指して市と解釈するのが一般的です。先ほど説明しましたとおり、今回議論している行政基本条例では、議会を除いた市長をはじめとした教育委員会、選挙管理委員会といった執行機関について規定するものであり、「市長等」とも言えます。「市長等」と表記するとわかりづらいといった意見があり、市民にわかりやすく伝えるため、「市長等」を「市」と表記しています。

市 長： 「市長」は機関であり、ここにいる職員は「補助機関」という位置づけになります。教育委員会而言えば、「教育長」は職で、「教育委員会」が機関となります。そういった違いをわかりやすくするためにこのような書き方にしています。

委 員： 市長や執行機関といった部分を、逐条解説でわかりやすく説明していただければと思います。

委 員： 「4 市及び職員の責務」の市の責務の(2)に「市は、職員を適切に指揮監督し」とありますが、「市」は誰を指すのかわからなかったため、逐条解説に説明があるといいと思います。

市 長： その表現がいいのかも含めて、文言を検討させていただきたいと思います。例えば、道路法でいえば、道路上に置かれた物を撤去するのは道路管理者である市長の職務であり、職員が対応するためには、道路監理員という道路法の規定に基づく代理権を持たせる手続きが必要となります。

どのような表現が適切なのか我々も検討しているところであり、ご意見いただければと思います。

委 員： 「財政運営」のところで、「持続可能で健全な財政運営」を基本方針として示されていますが、具体的にはどのようなことを指すのでしょうか。例えば、市の財政

が先細っていくなかで、歳入を伸ばしていくにあたって、地域の納税者、地域密着の事業者を育成していく方針、市役所が調達や委託する際に、事業者に対し地域性や地域密着、市民参加などの指標を設けて、指標が高い事業者との契約を優先していく方針、寄付や基金などの他の財源を設けていく方針などが考えられますが、行政基本条例にそのような方針を盛り込むのか盛り込まないのか、検討していく必要があるのではないかと思います。

市長： 「持続可能」という言葉の意味合いをしっかりと考えながら財政運営を行っていくかなければいけません。市役所自体が大きな事業所であり、調達先としての市内事業者の活用と競争の原理のバランスは難しい命題だと考えています。お金は地元で使いましょうと言っても、お金を使っただけのためには浦安市が魅力的であり、買い物でお金を使っただけの設えが必要になります。この条例の中でも、位置づけられるならどのように考えるか、位置づけられないならば財政運営の中で議論を深められればと思っています。

委員： 浦安市内の事業者や企業が目線の項目が少ない印象を持ちました。別の条例で盛り込むのかという議論はあると思いますが、行政基本条例でもそのような内容があってもいいと思います。財政運営にも直結する項目ですので、その辺りは議論すべきかと思います。

市長： 我々は企業を含めて市民だと考えています。企業をどのように盛り上げていくのか、企業と地域住民の関係性をどう取り上げていくのかは非常に難しいところだと感じています。本市は昼間人口が25万人を超え、来訪者にも満足してもらうため、そのような視点も取り入れられればと思っていますので、ご意見をいただければと思います。

委員： 市民の中で個人は重要ですが、企業なくして浦安市の財政は成り立たないので、大事にしていいただければと思います。

委員： 手続きの件について今まであまり考えたことはありませんでしたが、マイナンバーカードを作ることによってそのように便利に使えることを初めて知りました。

市長： マイナンバーカードを持っていない方は、早めに作っていただければと思います。「総合計画」の中に、「広く市民の参加を求め議会の議決を経て、総合計画を策定する」と記載しています。現在、地方自治法上では基本構想・基本計画自体は議会の議決を経ずともよいのですが、それでは議会の意見が反映されないため、独自の議決すべき事件として基本構想・基本計画の議決を行うという条例を持っています。執行機関側の意見だけではなく、二代表制の一翼を担う議会の意見も総合計画に入っています。

委員： 「1 目的」の中の「市民の信託」という言葉について、大きな意味では信託で正しいと思いますが、具体的にはわかりづらく、概念的にもう少しソフトな表現であればわかりやすいと思いますので、検討していただきたいと思います。

また、「2 行政運営の基本原則」の(3)の「公正の確保」に「公平」を加え、「透明性の向上」に「確保」を加えていただければ、もう少しわかりやすくなると思います。

市長： 検討いたします。

会長： 用語に関してもお気づきの点がございましたらご意見をお願いします。

委員： 「総合計画」の(2)で「総合計画の進行管理」と書かれていますが、工程表やロードマップなどを作っていくということでしょうか。

事務局： 総合計画の進行管理については、市では基本構想と基本計画に加え、具体的な事業を明示した実施計画を策定して総合計画を運用しています。実施計画は、3か年の計画で予算の裏付けを持っており、実施計画の進捗確認により、基本計画の進行管理を行ってきました。現在、庁内での評価後に、有識者に評価していただくような第三者の視点を入れながら進行管理を行う準備を進めているところです。その進行管理の運用と、ご指摘のあった行政評価との関係性は検討していきたいと思っています。行政評価も行政改革の手法の一環という考え方もありますので、そういった視点も含めて、総合計画と行政評価の考え方や進め方を工夫していきたいと思っています。

市長： 我々は、総合計画を作りっぱなしではなく、進行管理を行い、PDCA サイクルを回していくことを行政基本条例の中で規定しようと考えています。条例で規定することにより、進行管理をしっかりと行っていく意思を示していると考えていただければと思います。

委員： 実施計画の3か年とは何年から何年までですか。

事務局： 令和2年度から令和4年度の3か年の計画となります。通常なら、今年度は改定の時期であり、令和4年度から令和6年度分を策定するのですが、新型コロナウイルスの影響で予定していた事業があまり実施できていないため、計画期間を修正する考え方で作業を行っています。

委員： 「危機管理」について、「危機管理体制を整備する」と書かれていますが、整備するだけでなく、その後の管理として、PDCA サイクルを回していただけるといいと思います。整備することは素晴らしいことですが、危機管理を総括されている市と災害が起こった時の避難場所となる近隣の小中学校が連携しながら定期的に見直したほうがいいと考えており、「管理」という言葉にPDCA サイクルを回すという意図が含まれるといいと思います。

会長： その辺りも想定されるべき、貴重な視点だと思います。個人的に期待していることは、総合計画に基づいた行政運営をしっかりと行っていくということです。何ができていて、何ができていないのか、課題を抽出してフィードバックしていく、修正していくというサイクルを作れなければ、健全な財政運営にならないと思います。

総合計画を最上位計画として行政運営の仕組みを作ることは、分野横断的、組織

横断的な取り組みができるかということにも関わってきます。国との関係もあって縦割りとなり、対応する部署でやっていかなければならないのですが、それだけに従っていたのでは、浦安市のまちづくりというものがなかなかできません。浦安市の現場の実情にあったまちづくりを行うため、浦安目線でしっかり考えて、運営していくことが書かれている点にも非常に期待したいと思います。

政策法務の話があまりありませんでしたが、政策法務に長けた職員が、各課に2～3人いてもいいと思います。自分たちで政策を作り、活発な行政運営を行うためには、そのような職員の育成が必要です。政策法務とはやりたい政策があつてそれを法的に、手続き的に整えていくということです。国が言うことを待っているのではなく、自己立法を行っていくことが、自立したまちの大事な条件だと思います。

予定されていた議事は以上となります。最後に、事務局から連絡はありますか。

事務局： 本日はお忙しいところありがとうございました。次回の懇話会ですが、11月の第1週から第2週で予定しています。日程の詳細については調整中ですので、決定次第、委員の皆様にはご連絡させていただきます。

以上